

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
翌日翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(社会課)  
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)  
県営土地改良事業計画の決定(三件)(農村整備課)  
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- ◇ 選管告示 平成四年七月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に関するなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)  
第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)

## 告 示

鳥取県告示第七百五十七号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成四年十二月一日から施行する。

平成四年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市	二二七人	を	鳥取市	二三八人
米子市	二二〇人	を	米子市	二二三三人
一七人	を	用瀬町	一五人	に、
関金町	一七人	に、	関金町	一八人
一七	に改める。	江府町	一八人	を
		江府町		江府町

鳥取県告示第七百五十八号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年九月二十二日

農 取 県 西 農 司 次

指定 番号	種 別	図 書		行 行 等 所 名
		題 号	発 行 記 号 等	
4570	雑誌その他 の刊行物	OL欲情生活	BS-1	アポ出版
4571	"	乱身	ISBN-06-2532 BW52	J.T.S出版
4572	"	蒼い淫風	CX-8 5	ヤングフレンド
4573	"	URECCO 3月号	雑誌 0185 1-3	大洋図書
4574	"	さくらんぼ通信 3月号	雑誌 1401 9-3	大洋図書
4575	"	アツパル通信 5月号	雑誌 0155 9-5	三和出版株式会社
4576	"	セクシーアグション 5月号	雑誌 0551 8-05	株式会社サン出版
4577	"	月刊Hen1 5月号	雑誌 1792 7-5	株式会社ピデオ出版
4578	"	ザ・ヒットMAGAZINE 6月号	雑誌 1413 5-6	三和出版株式会社
4579	"	激写通信 9月号	なし	青春画報
4580	"	ザ・トップMAGAZINE 10月号	雑誌 1400 7-10	株式会社ダイアブリス
4581	"	VIDEOアレス 10月号	雑誌 1760 5-10	株式会社ダイアブリス
4582	"	ピソクマニア 10月号	なし	三共図書出版社

4583	"	GAL情報 11月号	なし	三共図書出版社
4584	"	ピソクマニア 11月号	なし	三共図書出版社
4585	"	COMICアットーチキ 10月号	雑誌 1388 6-10	光彩書房
4586	"	究極のシエフはおいしんぼパンパ& インフアイニチイ	雑誌 5815 0-21	シェパード出版
4587	"	校内写生&ショート 5	雑誌 5815 0-13	シェパード出版
4588	"	comic Beat 10月号	雑誌 1388 9-10	株式会社東京三世社
4589	"	ウエルカム	雑誌 5775 0-32	富士美出版
4590	"	いつかきっとネ	なし	フランス書院
4591	"	どっちにするの	なし	フランス書院
4592	"	うるつき童子 1	雑誌 5381 0-36	ワニマガジン社
4593	"	肉MANでGO! 2	雑誌 5381 0-57	ワニマガジン社
4594	"	ワソ・ツソ・MYLOVE	雑誌 5381 0-87	ワニマガジン社
4595	ピデオアター	エースをねらう姫	KH-0 2	京浜企画株式会社

(注) 指定番号欄の○印は、少年少女向けコミック本を示す。

## 鳥取県告示第七百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業大沢地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成四年九月二十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

米子市役所

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第七百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業川手地区ため池等整

備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成四年九月二十四日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

名和町役場及び大山町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第七百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業絹屋地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年九月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年二月十三日 鳥取県指令受都計三一三第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字小堤  
三 開発許可を受けた者の住所及び名称

鳥取市湖山町北四丁目七〇二

株式会社リード開発

代表取締役 村上健一

鳥取県告示第七百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年四月三十日 鳥取県指令受都計三一三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡赤碕町大字松谷字稲干場

三 開発許可を受けた者の住所及び名称

東伯郡赤碕町大字赤碕一一四二一三

赤碕町長 中井 勲

鳥取県告示第七百六十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 4 年 7 月 26 日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
17,331,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	坂野重信	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	渡部 万電造	期間	8月9日から第2回分 8月25日まで

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)	—	人件費	—
—	—	家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集会会場費	—
		通信費	160,755
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		糧泊費	—
		食費	38,400
		雑費	—
その他の寄附	—		19,526
その他の収入	—		—
今回計	—	今回計	218,681
前回計	11,000,000	前回計	12,281,899
総計	11,000,000	総計	12,500,580

報告書受理年月日 平成 4 年 8 月 28 日 第 2 回報告分

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成四年九月三十日(水) 午前九時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
  - 2 その他

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第56条第1項の規定により公示する。

平成 4 年 9 月 22 日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

区 分	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成4年11月29日(日)	13時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃	〃
丙種危険物取扱者試験	平成4年11月29日(日)	10時15分から

(2) 場 所

- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
  - 鳥取市吉方温泉3丁目701 鳥取市文化ホール
  - 倉吉市葵町717-3 老人福祉センター
  - 倉吉市明治町1037-11 倉吉商工会議所
  - 米子市東福原36 米子市農業協同組合
- 3 受験手続
- (1) 受験願書提出先 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)

(2) 受験願書受付期間

平成4年9月28日(月)から同年10月16日(金)まで(郵送の場合  
は、10月16日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。)

3 受験手数料

甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験に  
あっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円を、所定  
の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書常置場所

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防  
課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

(2) 問合せ先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二舎8階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部  
(電話0857-26-8389)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48  
年法律第109号。以下「法」という。)第9条第4項において準用する法  
第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項に  
ついて申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小  
売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省第17号)  
第9条に定めるところにより、平成4年10月6日までに鳥取県商工労働部  
商工指導課に提出してください。

平成 4 年 9 月 22 日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 達 篤

○法第 9 条第 1 項及び第 2 項の届出に係るもの

届出者の名称及び住所	株式会社サンイレブ 米子市角盤町一丁目168	エビス薬品有限公司 米子市角盤町一丁目168
第二種大規模小売店舗 の名称及び所在地	ホームセンター・サン ライ五千石店 米子市福市1714-1	ホームセンター・サン ライ五千石店 米子市福市1714-1
休業日数	年15日	年15日
閉店時刻	1月～5月 午後7時 6月～8月 午後7時 30分 9月～12月 午後7時 ただし、年間15日を限 度として午後9時	1月～5月 午後7時 6月～8月 午後7時 30分 9月～12月 午後7時 ただし、年間15日を限 度として午後9時

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。】